

家 族 調 書

愛媛県市町村職員共済組合理事長 殿

認定対象者について、下記のとおり扶養していることを申し立てます。

なお、認定後において、扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消され、取消日以降に医療機関等を受診していた場合は、愛媛県市町村職員共済組合が負担した医療費等について全額返還することに同意します。

年 月 日 組合員氏名

① 組合員氏名	② 被扶養者氏名	続 柄(長男等の戸籍上の続柄)	記 号
			番 号

引き続き組合員が扶養しなければならない事情 ☐ ①配偶者のため ☐ ②母(父)子家庭で他に扶養者がいないため ☐ ③その他 ※右の欄に理由を詳細に記述	【理由】 ※左欄③の場合のみ記入
現在①と同居している者はいますか。	☐ 有 () ☐ 無 記入例) ☒ 有 (配偶者・子ども2人)
②に配偶者はいますか。	☐ 有 ☐ 無 (☐ 死別 ☐ 離別 ☐ 未婚)

以下、右側の欄(太枠内)にチェックが入った場合、該当欄の右側に記載の添付書類をご提出ください				添 付 書 類		
①の配偶者	☐ 無 (☐ 死別 ☐ 離別※ ☐ 未婚) ※離別で②が子の場合、養育費の有無及び金額を記入 ☐ 有【月額 万円】 ☐ 無	☐ 有〔氏名： 〕		※1※2 のどちらの場合も ②が「①の配偶者と別居」かつ「子又は孫以外の続柄の者」である場合、省略可 配偶者の所得証明書及び標準報酬が確認できる書類 配偶者の確定申告書(控)及び経費内訳書		
		☐ 組合員の被扶養者として認定中				
		☐ 本組合の組合員 (記号: 番号:)				
		☐ 社会保険等に加入中※1 【標準報酬月額 千円】 【収入見込額 万円】				
		☐ 国民健康保険に加入中※2 【収入見込額 万円】				
②被扶養者に関する事項	現在の状況 (複数回答可)	☐ 22歳※3未満学生 (未就学児等を含む)	☐ 22歳※3以上学生(※3 令和7年4月1日時点での年齢)	在学証明書 (発行日 R7/4/1以降に限る) 診断書(就労不可の記載要) (発行日 R7/4/1以降に限る)		
		☐ 無職	☐ 病気等療養中により就労不可		手帳の写 更新手続書類	
		☐ パート・アルバイト等勤務中(社保なし)	☐ 障害のため就労不可 ☐ 求職活動中 ※令和7年3月末までに、期限延長の手続きをしていない方は更新手続きが必要です。 ☐ その他 ()			
	国内居住要件	☐ 住民票が日本国内にある	☐ 住民票が日本国内にない 又は住民票が日本国内にあるが海外で就労している		国内居住要件の例外に該当することを証する書類	
	同居・別居	☐ 同居	☐ 別居〔仕送り額(月額) 円〕※金額は必ず記載 ☐ 大学等の学生 ☐ ①の人事異動に伴う単身赴任など、一時的な別居 ☐ 上記以外※4		※4の場合のみ必要 直近6か月分の送金の実績が客観的に確認できる書類(依頼主名及び受取人名のどちらも表示されている預金通帳の写し等)	
収入の有無	☐ 無 ☐ 前年中に収入があるが、提出時は、退職している場合や、年金の繰り下げをした場合✓をしてください。	☐ 有(年間収入推計額を以下にご記入ください)				
		給与収入 円		直近の給与明細書		
		事業収入 円 公的年金収入 円 その他 円		確定申告書及び収支内訳書 直近の年金額改定(決定)通知書又は送金通知書 収入確認書類		
①又は①の配偶者以外の扶養義務者	☐ 無 (例) 被扶養者が母の場合 母の配偶者(父)、組合員本人、 (母と同居している)組合員の配偶者、 組合員の兄弟姉妹が扶養義務者 (例) 被扶養者が子の場合 子の両親(組合員とその配偶者) が扶養義務者	☐ 有(他の扶養義務者について以下にご記入ください)			・父母に✓し、収入がある場合は、収入額が確認できる書類(確定申告書及び収支内訳書、年金送金通知書等)を提出してください。 ・②への援助(仕送り)がある場合該当者の所得証明書等 ・※5 欄は扶養義務者が②と同居している場合は記載不要	
		①との続柄	年齢	②との同居・別居		収入
		②への援助額(月)※5				
		☐ 父		☐ 同居 ☐ 別居		万 ☐ 有 万 ☐ 無
		☐ 母		☐ 同居 ☐ 別居		万 ☐ 有 万 ☐ 無
☐ その他()		☐ 同居 ☐ 別居	万 ☐ 有 万 ☐ 無			
☐ その他()		☐ 同居 ☐ 別居	万 ☐ 有 万 ☐ 無			

※ 添付書類について提出前に再度ご確認ください。必要書類が添付されていない場合は、被扶養者として継続認定できるかの確認ができないため、認定取消しとなる場合があります。